

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年7月9日 07時38分ごろ
発生場所	福井県敦賀市敦賀港 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位071° 1,550m付近 (概位 北緯35° 40.1′ 東経136° 04.5′)
事故の概要	貨物船敦和丸は、陸電の切離し作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	平成29年8月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 敦和丸、4,884トン 131356、協和汽船株式会社、株式会社二丈海運（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 航海士A、三級（航海） 航海士B、四級（航海） 機関長、四級（機関）
負傷者	軽傷 1人（航海士A）
損傷	陸電ケーブルコネクタに一部焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長、航海士A、航海士B及び機関長ほか7人が乗り組み、敦賀港の鞠山北ふ頭の私設岸壁に接岸中、大分県津久見市津久見港に向かう出港準備を始めた。 航海士Aは、航海士Bと共に岸壁側の陸電ボックスで陸電の切離し作業を行っていた際、航海士Bによって既にブレーカが切られているものと思い、電路の遮断を確認しないで陸電ケーブル3本の接続部を外し始めたところ、ブレーカが切られておらず、2本目を外したとき発生したスパークによる火花を顔面等に受けた。 航海士Aは、救急車で病院に搬送され、顔面、右手熱傷と診断された。
分析	本船は、敦賀港において、陸電の切離し作業中、ブレーカが切られていなかったものの、航海士Aが、航海士Bによって既にブレーカが切られているものと思い、電路の遮断を確認しないで陸電ケーブルの接続部を外したことから、スパークによる火花を受けて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が敦賀港において、陸電の切離し作業中、ブレーカが切られていなかったものの、航海士Aが、電路の遮断を確認しない

	で陸電ケーブルの接続部を外したため、スパークによる火花を受けたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・電源に関わる作業を行う際、電路の遮断を確実に確認すること。